

「介護サービス情報の公表」制度を活用して、ご利用者やご家族に安心の介護サービスを。

インターネットで、介護サービス事業者の情報がいつでもラクに検索できます。

現在、全国には数多くの介護サービス事業所がサービスを提供しています。

平成18年度よりスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、

ご利用者の皆さまがより適切な介護サービスや事業者・施設を選ぶための情報を提供する仕組みです。



「介護サービス情報の公表」のしくみ

介護サービス事業者は、自らのサービス内容や運営状況の情報を、公平・公正性な環境で公表します。



介護保険の
事業者および施設

年1回程度
情報を報告



都道府県または
指定情報公表センター
公表されている情報

基本情報

職員体制、利用料金などの基本的な事実情報で、事業者が報告したことがそのまま公表されます。

運営情報

介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、事業者が報告した情報について調査機関が事実確認の調査(3年に1回)を行った後に公表。

「介護サービス情報の公表」制度でこんなイイところ

1 同じ情報を共有できること

ご利用者やご家族をはじめ、ケアマネジャー・事業者などと同じ情報を共有できるので、サービス利用における相談がしやすくなります。

2 介護サービスの質の向上に

事業者は、サービス改善のための自主努力などを自ら公表し、より適切な事業者がご利用者やご家族から選ばれることを通じて、介護サービスの質の向上が期待されます。